

浄化槽のしおり

自然を愛し、清潔な環境を保ち、
美しいうるおいのあるまちにします。

◆川越市市民憲章より◆



令和8年7月

川越市環境部

浄化槽をお使いの皆さんへ

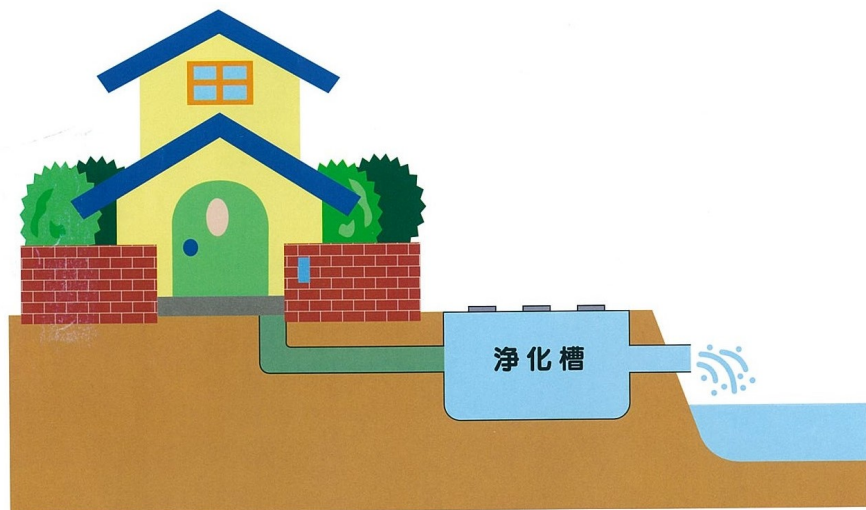
川や海をきれいにして水遊びや魚釣りができるようにしたいと大勢の人が望んでいます。

水洗トイレには、下水処理につながるものと家庭で浄化槽を設置して汚水を処理するものがあります。

あなたが毎日使っている浄化槽は、維持管理が悪いと『汚れた水』となったり、『臭気が発生』したりして、『魚も棲めなく』なり、『環境の悪化』をまねく原因となります。

そこで、皆さんに浄化槽のしくみと正しい使い方を知っていただくため、このパンフレットをまとめました。

ぜひ、読んでいただいてさわやかな生活環境をつくりましょう。

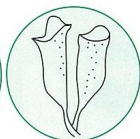


■浄化槽の中ではこんな微生物が活躍しています。

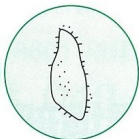
《好気性微生物》



ホルテケラ



エビスティリス



パラメシウム

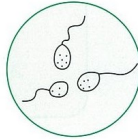


アスピディスカ



オベルクラリア

《嫌気性微生物》



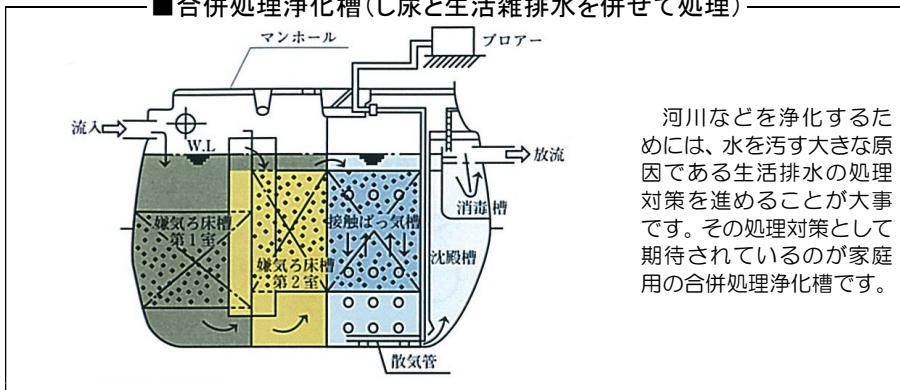
メタン菌

浄化槽のしくみ

浄化槽は、槽内に生きている微生物が汚物を食べることによって汚水をきれいに
する機能を持った設備です。

◎家庭などで使用されている小型浄化槽の構造は次のようになっています。

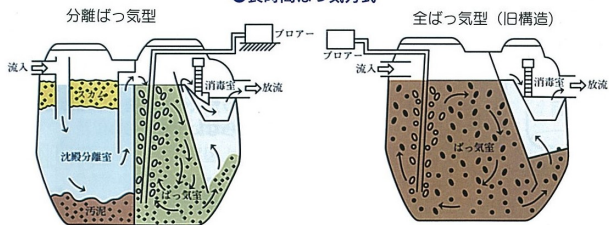
■合併処理浄化槽(し尿と生活雑排水を併せて処理)



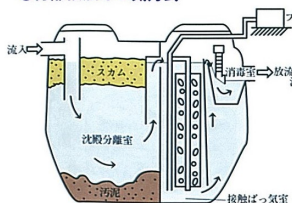
■単独処理浄化槽(し尿のみを処理)

※平成13年4月より、新規に設置することはできません。

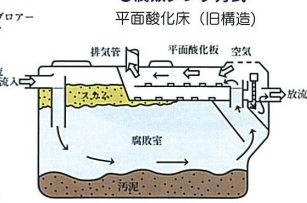
●長時間ばっ気方式



●分離接触ばっ気方式



●腐敗タンク方式 平面酸化床 (旧構造)



浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用する装置です。そのため、人間にとっての健康管理と同じように微生物が育成しやすい環境づくり——すなわち正しい維持管理が必要です。

日常、浄化槽の正しい使用に注意するとともに、適正な保守点検と清掃を行い、法定検査を受検してください。

正しい使い方	日常の点検
<p>① トイレtpaper以外のものは流さないでください。</p> <p>水に溶けにくい新聞紙、紙おむつ等は管のつまりなどの原因になりますので使用しないでください。</p>	<p>① マンホールの上に、物を置かないでください。</p>
<p>② 便器の清掃には薬品類（塩酸、硝酸等）は使わないでください。</p> <p>薬品類を使用すると、浄化作用に大切な微生物が死んでしまいます。水またはぬるま湯で洗ってください。</p>	<p>② 腐敗型の浄化槽では、送気口や排気管はふさがらないでください。</p>
<p>③ 使用する水の量は適正量としてください。</p> <p>1人1日200ℓ (単独処理浄化槽では50ℓ) が目安です。</p> <p>水量が極端に多いと汚泥が押し流されてしまいます。また、水量が少ないと途中でつまったり浄化槽の働きが悪くなります。</p>	<p>③ ばっ気式の浄化槽では電源を絶対に切らないでください。</p>
	<p>④ 消毒薬を切らさないでください。</p>

法定検査

浄化槽設置者（管理者）は、浄化槽法により、法定検査を受検することが義務付けられています。違反した場合には、30万円以下の過料に処されることがあります。

* 設置後の水質に関する検査（浄化槽法第7条検査）

浄化槽が適正に施工され、正しく機能しているか否かを確認する検査です。
（使用開始後3カ月を経過した日から5カ月間に行います。）

* 定期検査（毎年1回）（浄化槽法第11条検査）

浄化槽の保守点検・清掃等の維持管理が適正になされているか否かを確認する検査です。

●検査項目

外観検査

浄化槽の各部分が正常に機能を果たしているか否かを検査する

書類検査

保守点検および清掃の実施の有無と管理記録の提出状況および記録内容について検査する

水質検査

1. 水素イオン濃度
2. 汚泥沈殿率
3. 溶存酸素量
4. 透視度
5. 塩素イオン濃度
6. 残留塩素濃度
7. 生物化学的酸素要求量（BOD）
※年1回の定期検査では、のぞかれる項目があります。

●検査機関

検査は、知事が指定した、下記の指定検査機関が行います。

また、指定検査機関から指定を受けた採水員（保守点検業者）が法定検査の補助作業を行うこともできますので、契約の保守点検業者にご確認ください。

指定検査機関

名 称	一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会 土呂支所 浄化槽法定検査センター
所 在 地	さいたま市北区土呂町1-50-4
電話番号	048-778-8700

●検査料金

浄化槽の処理対象人数	設置後の水質に関する検査	定期検査
10人槽以下	14,000円	6,000円
11人槽～ 20人槽	15,000円	8,000円
21人槽～ 50人槽	17,000円	11,000円
51人槽～300人槽	22,000円	14,000円
301人槽～500人槽	24,000円	16,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円

保守点検

浄化槽設置者（管理者）は、浄化槽法により、放流水が水質基準値以内であるか、機能が正しく保たれているかを定期的に点検することが義務付けられています。違反した場合には、6ヶ月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

この点検は、川越市の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託してください。
登録業者一覧は、川越市のホームページで確認できます。

点検を実施すると、保守点検記録（浄化槽維持管理記録）が渡されるので、3年間保存してください。

◎主な点検項目

- ① 洗浄水量
- ② 各槽の水位、漏水の有無および破損チェック
- ③ 騒音・振動およびモーターの点検
- ④ 汚泥の点検と調整及びスカムの返送
- ⑤ 亜硝酸性窒素・透視度・残留塩素・水素イオン濃度・汚泥沈殿率・溶存酸素量・塩素イオン濃度の点検
- ⑥ 清掃時期の判定

1. 単独処理施設の点検回数

単 独 処 理	処理方式	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式
	処理対象人員			
	20人以下	3ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上
	21人以上300人以下	2ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	
	301人以上	1ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	

2. 合併処理施設の点検回数

合 併 処 理	処理方式	浄化槽の種類	期間
	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽	4ヶ月に1回以上
		処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	3ヶ月に1回以上
	活性汚泥方式		1週間に1回以上
	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上
2 スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽		2週間に1回以上	
3 1または2に掲げる浄化槽以外の浄化槽		3ヶ月に1回以上	

清 掃

槽内に生じた汚泥、スカム等の除去、調整、および単位装置の洗浄作業をいいます。

清掃は、年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽にあっては、6ヶ月に1回以上）実施することが義務付けられています。違反した場合には、6ヶ月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

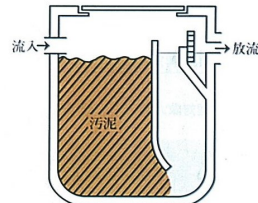
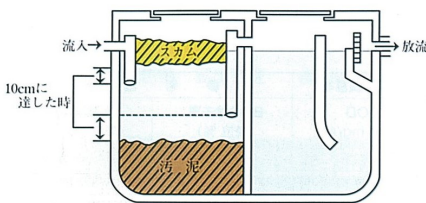
汚泥等の引き出し量は、浄化槽の使用状況によって異なりますので、委託している浄化槽保守点検業者に確認してください。

浄化槽の清掃は、川越市の許可を受けた業者に依頼してください。

なお、浄化槽の清掃を実施しますと、浄化槽清掃カードが渡されますので、3年間保存してください。

- 分離ばっ気方式
- 分離接触ばっ気方式

- 全ばっ気方式



●浄化槽清掃許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
石川商事(株)	川越市小仙波927-2	222-3047
加藤商事(株)	川越市上寺山4-1	222-5957
川越衛生(株)	川越市小仙波町4-17-2	222-3034
(有)埼玉清掃	川越市今福322-1	243-0368
太盛運輸(有)	川越市岸町3-19-5	242-1168
(有)中央衛生	川越市府川9-4	222-6675
内藤清掃	川越市笠幡3566-3	232-2327

これから浄化槽を設置しようとする方へ

浄化槽を設置する場合、浄化槽の大きさ、機種、放流先等について、いろいろな制約がありますので、施工業者と事前に相談してください。また、工事は、県登録または届出のある浄化槽工事業者で施工してください。

●浄化槽の機種について

—— 川越市浄化槽設置指導要綱では、高度処理型の設置に努めることと規定していますが、機種を限定しているものではありません。

放流先の管理者が、放流許可の条件に機種を限定している場合がありますので、そちらに確認してください。

●浄化槽の人槽算定について

—— 建築指導課に確認してください。

●放流許可について

—— 各放流先の管理者に確認してください。

放流先が市管理の水路の場合 河川課

// 道路側溝の場合 道路環境整備課

// 雑排水管の場合 下水道課

※放流先の管理者が、埼玉県や水利組合等、市でないケースもあります。現地の状況に応じて手続きしてください。

※放流先が確保できない場合は、建築指導課にご相談ください。

●工事業者について

—— 浄化槽工事業の登録・届出は埼玉県が行っています。県のホームページに一覧が公開されていますので、そちらで確認してください。

浄化槽に関する手続き

浄化槽を設置したり、使用したりする場合には、届出が必要になります。浄化槽に関する手続は、次のとおりです。

- 家の新築または増改築時に浄化槽を設ける場合
 - 「建築確認申請書」を建築指導課、または指定確認検査機関に提出してください。

- 既設の建物の浄化槽を入れ替えるなど、建築確認を要しないで浄化槽を設ける場合
 - 「浄化槽設置届出書」を環境対策課に提出してください。

- 浄化槽の使用を開始した場合
 - 「浄化槽使用開始報告書」を環境対策課に提出してください。

- 浄化槽の管理者（技術管理者）が変わった場合
 - 「浄化槽管理者変更報告書（技術管理者変更報告書）」を環境対策課に提出してください。

- 浄化槽を廃止した場合
 - 「浄化槽廃止届出書」を環境対策課に提出してください。

- 浄化槽の使用を休止した場合
 - 休止のための清掃を行ったうえで、「浄化槽使用休止届出書」を環境対策課に提出してください。

- 浄化槽の使用を再開した場合
 - 「浄化槽使用再開届出書」を環境対策課に提出してください。

合併処理浄化槽設置の補助金制度

川越市では、平成4年度から家庭用合併処理浄化槽の普及を促進するため、合併処理浄化槽の設置者に対して設備費の一部を補助する制度を定めました。

※ この補助において「転換」とは、合併処理浄化槽を設置しようとする者またはその2親等内の親族が1年以上居住していた専用住宅の既存単独処理浄化槽または汲取り便槽を、10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えることをいいます。

1. 補助要件

<対象区域>

- ・下水道処理区域以外の区域、かつ、農業集落排水事業採択区域以外
- ・下水道事業計画区域内であって、下水道整備が7年以上見込めない区域

<補助対象>

補助対象区域内において、転換により合併処理浄化槽（環境配慮型）を設置しようとする者

（農業集落排水事業実施採択区域内で、事業を利用できないものを含む。）

※ 環境配慮型浄化槽適合機種については、一般社団法人浄化槽システム協会のホームページでご確認ください。

<対象住宅>

専用住宅（延べ床面積の1/2以上を居住に供する建物）

※ただし、次のいずれかに該当する場合は補助対象となりません。

- ① 浄化槽法に基づく設置の届出をせずに、または建築基準法に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- ②専用住宅をかりている者で、貸している者の承諾が得られない者
- ③処理水の放流先が確保できない浄化槽を設置する者

2. 補助金額

(1) 設置

- ・建築確認申請を伴わない転換

人槽区分	補助金額
5人槽	410,000円
6、7人槽	442,000円
8～10人槽	642,000円

- ・建築確認申請を伴う転換

補助金額
120,000円

- ・下水道事業計画区域内であって、下水道整備が7年以上見込めない区域

補助金額
120,000円

(2) 既存単独処理浄化槽（汲取り便槽）の処分費

（浄化槽整備区域で、建築確認申請を伴わない転換または建築確認申請（増築のみ）を伴う転換に限ります。）

補助金額
40,000円

(3) 配管費

（浄化槽整備区域で、建築確認申請を伴わない転換または建築確認申請（増築のみ）を伴う転換に限ります。）

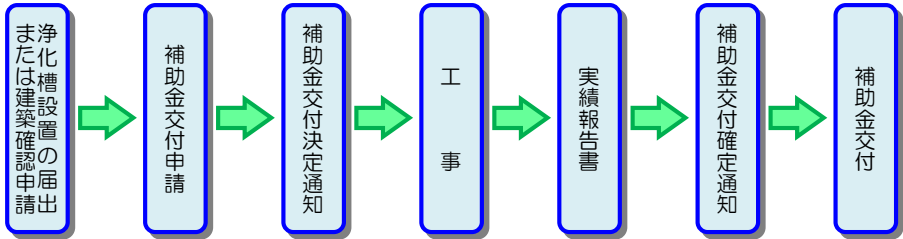
補助金額
150,000円

3. 申請期間等

- ・申請期間 4月1日～翌年2月15日
- ・実績報告 事業完了後30日または翌年3月10日のいずれか早い日

毎年度予算の額に達した時点で受付が終了となります。

合併処理浄化槽設置整備事業 補助金申請の流れ



・中間検査、完了検査を実施しています

補助金交付申請に必要な書類

- ① 浄化槽設置届出書の写しまたは建築確認通知書の写し
- ② 設置場所の案内図および配置図
- ③ し尿処理浄化槽に関する調書および合併処理浄化槽構造図の写し
- ④ 専用住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者でない場合）
- ⑤ 合併処理浄化槽登録証の写しおよび登録浄化槽管理票C票
- ⑥ 工事見積書の写し（処分費、配管費補助を受ける時はその項目を含む）
- ⑦ 浄化槽設備士免状の写し
- ⑧ 小型合併処理浄化槽機能保証制度の保証登録証
- ⑨ 河川占用許可等法令で必要な許可等の写し
- ⑩ 既存単独処理浄化槽等の設置状況を示す書類（処分費補助を受ける場合）
- ⑪ 配管の設置状況を示す書類（配管費補助を受ける場合）

実績報告書に必要な書類

- ① 合併処理浄化槽施工検査表（様式5号）
- ② 補助事業に係る領収書の写し
- ③ 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し ※
- ④ 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し ※
- ⑤ 浄化槽法定検査依頼書の写し（7条検査および初回11条検査）
- ⑥ 工事の状況を示す写真
- ⑦ 浄化槽使用廃止届出書

※保守点検業者と清掃業者が同一の場合は1枚

合併処理浄化槽維持管理の補助金制度

川越市では、平成12年度より生活環境を保全するため、居住用合併処理浄化槽に対して、維持管理費用の一部を補助する制度を定めました。

＜対象区域＞ 下水道処理区域以外の区域

＜補助対象＞ 次のすべての要件を満たす合併処理浄化槽です。

- (1) 10人槽以下の合併処理浄化槽で、主に自己の住居となる建物に設置されたもの
- (2) 建築基準法に規定する確認を受けている合併処理浄化槽または浄化槽法に規定する設置の届出をしている合併処理浄化槽で、放流先が確認できるもの
- (3) し尿と併せて雑排水（風呂、台所、洗面所等）を処理しているもの
- (4) 法定検査を年1回受検しているもの
※ただし、検査結果が「不適正」のものは、改善をしていること
- (5) 年間を通じて適正な維持管理（保守点検等）を行っているもの
- (6) 清掃を行ったもの

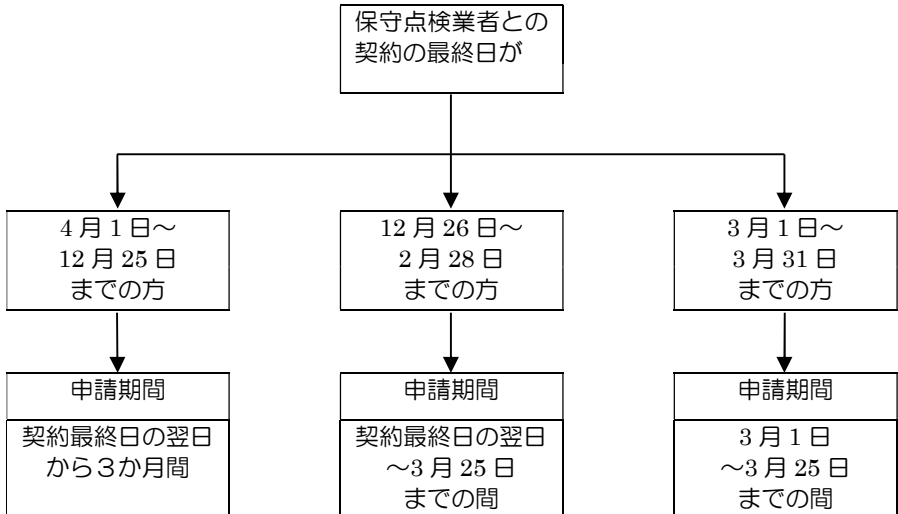
＜補助申請期限・回数＞ 補助金の申請に期限と回数制限があります。

平成26年度以降、最初に申請した年度の翌々年度までに、3回を上限として補助金を交付します。

＜補助金額＞ 浄化槽の大きさと、法定検査の種類により異なります。具体的には、下表のとおりです。

浄化槽人槽区分	法定検査種類	
	7条 法定検査	11条 法定検査
5人槽	10,000円	7,000円
6、7人槽	11,000円	8,000円
8～10人槽	12,000円	9,000円

申請期間確認フローチャート



※申請期間最終日が休日（土曜・日曜日を含む）、祝日の場合は、その翌日が申請期間最終日となります。

◎申請の時期は、保守点検の契約期間により異なります。
保守点検の契約期間をご確認後、上のフローチャートをご覧ください。

◎法定検査および清掃は、年1回実施していることが条件となります。
（最後のページの確認表で確認してください。）

補助金交付申請に必要な書類

- ① 居住用合併処理浄化槽の保守点検に係る委託契約書のコピー
- ② 法定検査結果書のコピー
- ③ 保守点検記録簿のコピー（契約期間内に実施した1年分・3～4枚）
- ④ 浄化槽清掃カードのコピー

※委託契約書中で清掃、保守点検に係る費用が確認できない場合は、別途領収書の提示が必要になる場合があります。

※補助金は口座振り込みになるので、銀行等の口座情報が必要です。

川越市居住用合併処理浄化槽維持管理補助金申請の確認

下水処理区域以外の区域で、10人槽以下の主に自己の住居となる建物に設置された合併処理浄化槽が対象となります。

申請書の添付書類

1 3ページの「補助金交付申請に必要な書類」を参照

※契約期間の表記について

保守点検の契約期間の表記は、契約会社により異なります。

1. 年月日がすべて記載されている場合はその日付

例 〇〇年〇〇月〇〇日～△△年△△月△△日

2. 年月だけ記載されている場合

例 〇年5月から1年間の場合は、5月1日から翌年4月30日までとします。

3. 契約日から1年間の場合

契約書内の契約日を確認し、その日から1年間とします。

例 契約日 〇〇年4月1日の場合は、翌年の3月31日までとします。

契約日 〇〇年7月15日の場合は、翌年の7月14日までとします。

※ 契約会社によっては、契約を自動で更新する場合があります。(契約書中に自動更新する旨が記載されています) この場合、契約書は改めて作成されませんので、当初の契約書を保管し、〇〇年を該当する年として読み替えます。

申請期間は保守点検契約最終日がある年度で、契約最終日の翌日から3ヶ月または、3月25日のいずれか早い日までとなります。

なお、保守点検契約最終日が3月中の場合は、最終保守点検、清掃及び法定検査実施後3月1日から3月25日までの間で申請してください。

確認は13ページのフローチャートをご覧ください。

※申請期間最終日が休日(土曜・日曜を含む)、祝日の場合は、その翌日が申請期間最終日となります。

平成26年度以降、最初に申請した年度の翌々年度までに、3回を上限として補助金を交付します。

※平成25年度までに3回以上申請した方も、平成26年度以降、最初に申請した年度の翌々年度までに、3回までの申請が可能です。

例 令和7年度が平成26年度以降最初の申請(平成26年度以前の申請者含む)

⇒令和9年度まで申請可能。令和10年度以降は申請不可。

川越市居住用合併処理浄化槽維持管理補助金申請の確認表

下記の() 部分に日付を記入してください。

補助金の申請は、保守点検契約の最終日がある年度になります。

保守点検契約期間 (1年間)			
(年 月 日)		(年 月 日)	
補助金申請年度 (令和 年度)			
●	●	●	●
保守点検 (月 日)	保守点検 (月 日)	保守点検 (月 日)	最終保守点検 (月 日)
法定検査実施日		(年 月 日)	
清掃実施日		(年 月 日)	

※申請期間は13ページのフローチャートをご覧ください。

申請に必要なもののチェック表

- 申請期間は正しいですか
- 保守点検契約書のコピーはありますか
- 保守点検記録簿のコピーはありますか (1年分・3~4枚)
- 清掃カードのコピーはありますか
- 法定検査結果のコピーはありますか (7条 or 11条)
- 法定検査の結果が適正 or おおむね適正ですか
(不適正の場合は、改善を行った旨の書類はありますか)
- 清掃にかかる費用は確認できていますか (契約書中の記載や領収書など)
- 補助金申請者と口座名義人は同じですか
(異なる場合は、預金口座振込依頼書が必要になります。環境対策課へお問い合わせいただくか、川越市ホームページをご確認ください。)
- 申請書兼実績報告書は正しく記入されていますか
- 銀行等口座の振込先内容に誤りはありませんか
(ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の口座番号が必要です。)
- 申請回数は3回以内ですか (平成26年度以降、最初の申請年度の翌々年度以内)

浄化槽についてのお問い合わせは
川越市環境部環境対策課
 〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
 ☎ 049-224-5894(直通)